

がん検診実施体制強化モデル事業

平成22年8月

健康局総務課がん対策推進室(鈴木健彦室長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標 IX 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること
- 施策大目標 3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること
- 施策中目標 1 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

市町村

(2) 概要

がんの早期発見・早期治療に向けた効果的な手法について評価・検討するために、特定の市町村をモデル市町村として選定し、以下のがん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業に対し、国が補助を行う。

- がん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業
 - ・要精検者の状況把握及び医療機関への受診勧奨
 - ・当該市町村における受診率、要精検率、陽性反応適中度等の指標の検証
 - ・精度管理のための検討会の設置及び本事業の効果の分析・評価
 - ・以上についてのデータ管理等

3. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性）

(1) 有効性の評価

がん検診受診後のフォローアップ等の精度管理に係る事業をモデル市町村において適切に実施することにより、精密検査の精度が向上した。

(2) 効率性の評価

■手段の適正性

本事業は、がん検診受診後のフォローアップや事業評価など、地方公共団体単独、とりわけ市町村単独では解決できない課題について、国が側面から支援を行うものであり、効率的で適正な手段であった。

■費用と効果の関係に関する評価

がん検診受診者のフォローアップにより、がん検診によるがん発見率の向上に繋がった。

また、がん検診の精度管理による適切ながん検診の運営が可能となり、がん検診にかかる費用の効率化に繋がった。

■他の類似事業（他省庁分を含む）がある場合の重複の有無・・・無

(3) 政策等への反映の方向性

平成20年度限り

(概算要求額：0百万円)

4. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	胃がん検診受診率	12.4	12.1	11.8		
達成率						
2	肺がん検診受診率	22.3	22.4	21.6		
達成率						
3	大腸がん検診受診率	18.1	18.6	18.8		
達成率						
4	子宮がん検診受診率	18.9	18.6	18.8		
達成率						
5	乳がん検診受診率	17.6	12.9	14.2		
達成率						
6	がんの年齢調整死亡率（75歳未満）の減少（単位：人口10万人対） （20％／平成28年度）かつ （前年度同程度／毎年度）	92.4	90.0	88.5	87.2	集計中
達成率		102.6%	102.6%	101.7%	101.5%	—%
【調査名・資料出所、備考等】						
・ 指標1～5：地域保健・老人保健事業報告						

- ・ 指標6：がん対策推進基本計画の全体目標との整合性を図り、高齢化の影響を取り除いた精度の高い指標とするため、「75歳未満」としている。

また、本指標は、厚生労働省の人口動態統計に基づき、がん対策情報センターにおいて算出したもの。平成21年度の数値は現在集計中であり、平成22年9月頃に公表予定。

5. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① ・ 無

② 具体的記載

「がん対策基本法に対する附帯決議」（平成18年6月15日参議院厚生労働委員会）の第十七項において、予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① ・ 無

② 具体的記載

がん対策推進基本計画（平成19年6月15日閣議決定）において、「がん検診の受診率について、欧米諸国に比べて低いことも踏まえ、効果的・効率的な受診間隔や重点的に受診勧奨すべき対象者を考慮しつつ、5年以内に、50%以上（乳がん検診、大腸がん検診等）とすることを目標とする。」との記載がある。